

岩出市イメージキャラクターの使用に関する規則

平成20年12月22日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、市が定めたイメージキャラクターの使用に関し、岩出市行政財産使用料条例（平成18年岩出町条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条に規定するイメージキャラクターは、別図に定めるデザインのことをいう。

2 イメージキャラクターの愛称は、「そうへいちゃん」という。

(使用料)

第3条 イメージキャラクターの使用料は、条例第2条の規定により算出した額とする。

2 イメージキャラクターの使用が、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第3条の規定により使用料の全額を免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に使用するとき。
- (2) 区・自治会、NPO法人その他公共的団体等が公益的な活動のため使用するとき。
- (3) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
- (4) 出版社、旅行会社等が使用する場合で、市への誘客効果が期待できるとき。
- (5) 個人が私的に使用するとき。
- (6) 岩出市商工会会員が使用するとき。
- (7) 紀の国わかやま文化祭2021（第36回国民文化祭・わかやま2021、第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会）会期終了日までに、「きいちゃん」デザイン使用取扱要領（和歌山県要領）第4条に規定する使用の承認を受けた対象物件に使用するとき。
- (8) その他公益上の観点から市長が無料とすることが適当であると認めるとき。

(使用の申請)

第4条 イメージキャラクターを使用しようとする者（次条において「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめイメージキャラクター使用申請書（様式第1号）に企画書及びその他市長が必要と認めた書類を添えて提出し、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用を目的とするとき。
- (2) 前条第2項第3号の規定により使用するとき。

(使用の可否)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、イメージキャラクターの使用を許可し、イメージキャラクター使用許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 市及びイメージキャラクターの品位を傷つけるとき、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 市が行う事業その他関連事業の推進に支障をきたすおそれがあるとき。
- (3) 第7条各号に規定する遵守事項に従ってイメージキャラクターを使用しないとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与えるとき、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他市長がイメージキャラクターの使用について不相当と認めたとき。

2 市長は、前条の規定により使用を許可しないときは、イメージキャラクター使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用料の徴収）

第6条 使用料は、条例第4条の規定により徴収する。

（使用上の遵守事項）

第7条 イメージキャラクターを使用する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 指定した色、形等を許可なく改造しないこと。
- (4) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定による商業登録出願は行わないこと。

（許可内容の変更）

第8条 使用者は、許可された内容を変更しようとするときには、あらかじめイメージキャラクター使用内容変更申請書（様式第4号）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、使用内容の変更許可の可否を決定し、イメージキャラクター使用内容変更許可・不許可通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 第5条第1項に規定する使用の許可は、前項の許可について準用する。

（使用の禁止及び許可の取消し）

第9条 市長は、使用者が許可された内容に違反し、かつ、内容を是正する見込みがないと認めたときには、当該使用を禁止し、当該使用許可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用を禁止し、使用許可を取り消すときには、イメージキャラクター使用禁止・使用許可取消通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定による使用の禁止及び使用の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、イメージキャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成20年12月24日から施行する。

附 則(平成22年12月17日規則第24号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の岩出市イメージキャラクターの使用に関する規則(以下「規則」という。)第3条の使用の申請を行っている者、第4条の使用の許可を受けている者又は第8条の使用期間の更新及び許可内容の変更申請を行っている者は、改正後の規則の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則(平成26年2月19日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月15日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年10月30日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月26日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月17日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

別図（第2条関係）



基本



剣道



合気道



サッカー



バレーボール



空手・少林寺拳法



野球・ソフトボール



バドミントン



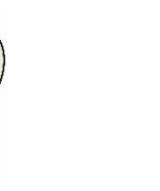
柔道



卓球ボール無し



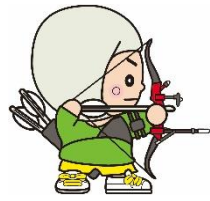
卓球ボール有り



ドッジボール



ペタンク



アーチェリー



料理コンロ無し



料理コンロ有り



勉強机無し



勉強机有り



運動会



ピアノ演奏



交通安全



警察官チョッキ無し



警察官チョッキ有り



防災関係



サンタクロース



ワンピース水着



豆まき



ランドセル



自転車に乗っている



巡回バスに乗っている



お詫び



医者



電話している机無し



電話している机有り



読書



泣いている

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

岩出市長 様

（申請者）

住 所（所在地）

団体名（名称）

氏 名（代表者名）

イメージキャラクター使用申請書

岩出市イメージキャラクターの使用に関する規則第4条の規定により、イメージキャラクターを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用方法				
製造個数				
使用料	販売価格（又は製造価格） （消費税賦課前）	使用料率	製造個数	使用料 （消費税賦課後）
		3%		
免除申請理由	(1)国、地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に使用する。 (2)区・自治会、NPO法人その他公共的団体等が公益的な活動のため使用する。 (3)出版社、旅行会社等が使用する場で、市への誘客効果が期待できる。 (4)個人が私的に使用する。 (5)岩出市商工会会員が使用するとき。 (6)紀の国わかやま文化祭2021（第36回国民文化祭・わかやま2021、第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会）会期終了日までに、「きいちゃん」デザイン使用取扱要領（和歌山県要領）第4条に規定する使用の承認を受けた対象物件に使用するとき。 (7)その他（ ）			
添付書類	企画書（レイアウト、設計図、使用方法がわかるもの）等 免除申請理由(6)に該当する時は、使用承認書など証する書類の写し			

（連絡先）担当者名

電話番号

規則第5条第1項第1号から第6号までの規定に該当すると認められた場合は、直ちに使用を中止し、岩出市長の指示に従います。

また、規則第7条の規定を遵守します。

氏 名（代表者名）

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

岩出市長 印

イメージキャラクター使用許可書

年 月 日付けで申請のありましたイメージキャラクターの使用について、岩出市イメージキャラクターの使用に関する規則第5条の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

- 1 許可内容は、次のとおりとする。


使用料	円・免除
使用方法	
製造個数	
特記事項	

- 2 イメージキャラクターの使用に際しては、岩出市イメージキャラクターの使用に関する規則の規定を遵守すること。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

岩出市長 

イメージキャラクター使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありましたイメージキャラクターの使用について、
岩出市イメージキャラクターの使用に関する規則第5条の規定により、下記の理由により
不許可とします。

記

不許可の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

岩出市長 様

（申請者）

住 所（所在地）

団体名（名称）

氏 名（代表者名）

イメージキャラクター使用内容変更申請書

年 月 日付けで許可を受けたことについて、内容を変更したいので、岩出市イメージキャラクターの使用に関する規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

（変更内容）


規則第5条第1項第1号から第6号までの規定に該当すると認められた場合は、直ちに使用を中止し、岩出市長の指示に従います。

氏名（代表者名）_____

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

岩出市長 

イメージキャラクター使用内容変更許可・不許可通知書

年 月 日付けで申請のありましたイメージキャラクターの使用について、岩出市イメージキャラクターの使用に関する規則第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。


記

- 1 内容変更を次のとおり許可する。
イメージキャラクターの使用に際しては、岩出市イメージキャラクターの使用に関する規則の規定を遵守すること。
(内容)
- 2 内容変更を次の理由により不許可とする。
不許可の理由

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

岩出市長 

イメージキャラクター使用禁止・使用許可取消通知書

年 月 日付けで許可しましたイメージキャラクターの使用について、岩出市イメージキャラクターの使用に関する規則第9条第2項の規定により、下記のとおり使用の禁止及び使用許可の取り消しを行うことを通知します。

記

（理由）

- 1 申請者の都合のため。
- 2 岩出市イメージキャラクターの使用に関する規則に違反すると認められたため。
（内容）
- 3 その他
（内容）

様式第1号（第4条関係）

（令2規則41・全改）

様式第2号（第5条関係）

（平25規則10・全改）

様式第3号（第5条関係）

（平25規則10・全改）

様式第4号（第8条関係）

（平25規則10・全改）

様式第5号（第8条関係）

（平25規則10・全改）

様式第6号（第9条関係）

（平25規則10・全改）